

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 第2回フォローアップ会合  
議事概要

日 時：令和6年7月5日（金）10:00～12:00

場 所：虎ノ門37森ビル 12階会議室 ※オンライン併用

有識者：【会議室出席】

雨宮孝子座長、高山昌茂座長代理、岡野貞彦委員、黒田かをり委員、酒井香世子委員、溜箭将之委員、永沢裕美子委員、長谷川知子委員、濱口博史委員、松元暢子委員

【オンライン出席】

菅野文美委員

【御欠席】

澁谷雅弘委員、松前江里子委員

内閣府：高角健志公益法人行政担当室長、大野卓次長、古谷真良企画官、吉田理子企画調整官

【議事】

- (1) 公益法人・公益信託制度改革の今後のスケジュール、進め方
- (2) 政令、内閣府令等の検討の方向性

【概要】

冒頭、雨宮座長から、

- ・公益法人法・公益信託法の改正法が成立し、両制度改革の実現に向けて前進していること
- ・国会の附帯決議においても、内閣府令等の策定に当たっては、広く意見を聴取することが求められており、現時点の政令・府令に対し有識者からの意見を求めることが述べられた。

次に、事務局から改革の全体像、スケジュール、個別論点の検討状況等について説明を行った。

その後、各委員による意見交換が行われた。主な意見は、以下のとおり。

（改革全体について）

- ・制度の柔軟化・簡素化により、変化に対応した積極的な事業展開が可能になる中、法人役員の経営能力が今まで以上に求められる。
- ・制度の何が変わるのかに焦点が当たりがちだが、何のための改革であり、どのような効果があるのかも含め周知していくことが重要。
- ・公益信託については、そもそも知ってもらうことが必要であり、業界団体とも連携して公益法人・公益信託ともに盛り上げて行って欲しい。

(財務規律の見直し、行政手続の簡素化・合理化について)

- ・財務規律が柔軟化した但、実務上の管理が複雑になる面もあり、上手く新制度が活用されるためには法人の方に制度をしっかりと理解していただくことが重要。相談会の実施や相談窓口の設置が有効ではないか。
- ・収支の規律の自由度が高まることで、法人の成長・チャレンジを後押しするという趣旨はそのとおりだが、具体的にどのような活用が可能なのかを示すことで、小規模な法人の方も活用イメージがわくのではないか。
- ・奨学金支給事業では、これまで派遣する国が変わるだけで変更認定が必要とされた経験があり、そうした手続が不要になることは負担軽減になる。
- ・公益法人の新しい会計基準については、必要な財務情報の開示をしつつ、小規模法人に配慮したものにすべき。

(ガバナンスの充実等について)

- ・役員報酬の開示について、一定の報酬額で基準を設けるのではなく、個人情報隠した上で全体を開示すべきではないか。
- ・外部理事の要件について、財団法人の設立者は除外されているが、当該設立者が法人の場合、その役員等関係者も除外するようにすべきではないか。
- ・外部理事の要件について、外部性を厳格に確保するため、法人とあらゆる関係(事業上の取引、寄附、会費等)がある者を除外するとともに、一定の期間理事を務めた者も除外することも考えられる。
- ・官主導ではなく、公益法人が自主的にガバナンスを高めていくことが重要。中間支援団体や専門家の活用を促進していくため、そうした費用については、事業費として適切に支出できるようにすべきではないか。
- ・海外送金に関する情報開示については、ガバナンス確保と現実的な運用のバランスが重要。

(その他)

- ・公益法人の出資の考え方について、今後、ガイドラインで明確化する際には、原則と例示といった形にし、活動を制約しすぎないようにすることが重要。
- ・行政から法人への「規律(指導)」と「助言」は明確に切り分けるべきであり、ガイドライン等で審査や監督について考え方を示すことが必要。

等

その後、雨宮座長から、政令・内閣府令に限らず、ガイドライン等も含め、関係者と対話しながら検討を進める必要性、これまでの議論への謝意について発言があり、閉会となった。

以上